

健寿第1607-2号

令和8年2月24日

関係各位

埼玉県保健医療部健康長寿課長

植竹 淳二（公印省略）

旧優生保護法補償金等支給法の事業者向け資料について

本県の保健医療行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年1月17日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行され、同法に基づく補償金の請求受付を各都道府県で実施しています。

支給対象者の多くが障害者であり、障害者支援施設等の職員から相談を受け、請求につながる事例も多く見られることから、別添のとおり、施設等の事業者の皆様には制度を知っていただくための資料を作成しました。

つきましては、貴施設の職員の方々に資料を配布いただき、本制度について周知いただくとともに、補償金等の請求ができる可能性のある方がいた場合は、専用窓口にて御相談くださるようお願い申し上げます。

また、本県では、広報など不特定多数を対象とした周知方法では制度を伝えることのできない方へ補償金等の周知を図るために、「周知協力員」を認定し、優生手術を受けた方や関係者が集まる場で講習を実施しています。

職員の方々等に向けて講習の実施を御希望の場合は、下記担当に御連絡をお願いいたします。

担 当：健康長寿課母子保健担当 菅野

電 話：048-830-3561

E-mail：a3570-12@pref.saitama.lg.jp